

# ほうじん北沢

H o u j i n K i t a z a w a

2023年  
2・3月号  
No.366

ぼくを見たら  
思い出してね



ほうじん北沢インタビュー  
北沢法人会 支部めぐり No.5 **桜上水支部**

令和5年 新年賀詞交換会 第5回 税金クイズ大会  
第44回 せたがや梅まつり 税金クイズ



投稿コーナー  
「私のイチオシ」  
投稿募集中!!

不測の事態への準備。  
福利厚生「葬儀支援サービス」で精神的・経済的な負担を軽減。

葬儀の見積り  
事前相談

葬儀費用の  
軽減

24時間  
365日対応

“安心”  
全国ネットワーク  
約500加盟葬儀社・約2,700施設

全国儀式サービス コールセンター  
[24時間・365日対応]

フリー  
コール 0120-421-493

詳細につきましては、「パンフレット」または  
「ホームページ」をご覧ください。

全国儀式サービス 検索  
パソコン・ケータイで検索ください



QRコード▲

公益社団法人 北沢法人会  
www.kitazawahoujinkai.or.jp



公益社団法人北沢法人会 今後の予定

- 3月10日(金)13:00~16:00 税理士相談/北沢法人会館  
税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます!
- 3月27日(月)18:00~20:00 南鳥山・粕谷支部「公開税務研修会」/鳥山区民センター(予定)  
近くにお住まいの方はぜひのぞいてみてください
- 4月6日(木)13:30~16:00 決算法人説明会/北沢法人会館  
決算をむかえる法人の方へ、税金の申告、納付について、税理士会の税理士、北沢税務署の職員がわかりやすく解説!
- 4月8日(土)10:00~16:00 ふくふくスタンプラリー/梅とびあ福祉への理解を深めて幸福を広げていきたいスタンプラリー
- 4月14日(金)13:00~16:00 税理士相談/北沢法人会館  
税理士会北沢支部の税理士先生が、マンツーマンで相談にのってくれます!

※お申し込み詳細は北沢法人会へお気軽にお問い合わせください。

Tel. 03-5450-7121  
Fax. 03-5450-7122  
mail: info@kitazawahoujinkai.or.jp



HP  
Mail



ペットボトルキャップ回収

現在、ペットボトルは、年間約250億本が生産され回収率は、62%、再資源化には、ほど遠い状況となっています。日常生活のなかで頻りに利用されているペットボトルのキャップを一般のゴミに混ぜてしまうと、焼却処分されCO2の発生源になり、また埋め立て処分されると土壌を汚染し地球環境を破壊する事になります。地球温暖化の進行が心配されているなかで、ペットボトルキャップを分別回収することにより再資源化を促進し、CO2の発生を抑制でき、そしてキャップの売却益で世界の子どもたちにワクチンを届けることが出来ます。



北沢法人会としてもこの活動に賛同し、社会貢献の一環として今後もペットボトルキャップの回収を行っていきたくて考えております。法人会会館にお立ち寄りの際は、是非、ペットボトルキャップをご持参して頂きますようご協力の程、よろしく申し上げます。(事務局)

現在(令和5年2月22日)までのペットボトルの回収報告  
回収数/193kg(96,500個) ワクチン/96.5人分



正副会長・顧問

令和5年 北沢税務署への新年挨拶

コロナ禍で迎える新年も3年目となりましたが、北沢法人会では1月12日(木)、正副会長・顧問、青年部会、女性部会の3組にわかれて、北沢税務署へ新年のご挨拶にお伺いしました。

正副会長・顧問の時間では、飯野会長より、「依然、コロナ禍で先行きが見通せない状況です。『インボイス元年』ということで、忙しい1年がスタートしますが、今後も法人会活動にご参加、ご指導いただきたい」とご挨拶がありました。監務署長からも確定申告にむけ、自宅からのスマホ申告、アプリでのキャッシュレス納付、インボイス制度の説明会を積極的に開催していきたいので、その告知への協力依頼がありました。

青年部会では、石井部会長より、4月に8回目の「ふくふくスタンプラリー」を開催予定であり、福祉の「ふく」と幸福の「ふく」を組み合わせ、さくらまつりの一環としてスタンプラリーが始まったとの経緯が紹介されました。

女性部会では、坂田部会長より「税に関する絵はがきコンクール」選考、表彰式のお礼と、3年ぶりに羽根木公園にて開催される「梅まつり 税金クイズ大会」への協力依頼がありました。

今年も税務署のみなさまと緊密に連携を図り、ご協力いただきながら、北沢法人会の事業を拡充できればよいと感じました。(事務局)

青年部会



女性部会



ほうじん北沢

2023年  
2・3月号  
No.366

公益社団法人  
北沢法人会 広報誌  
第366号  
令和5年3月1日発行



CONTENTS

今後の予定・ペットボトルキャップ回収 / コンテンツ.....1  
令和5年 北沢税務署への新年挨拶.....2  
令和5年 新年賀詞交換会 第5回 税金クイズ大会/税務協力団体主催 新年賀詞交歓会 .....3-4  
令和5年度 税制改正大綱 .....5-6  
せたがや梅まつり 税金クイズ.....7~8  
特別企画 ほうじん北沢インタビュー 北沢法人会 支部めぐり (No.5) 桜上水支部 .....9~13  
第32回 ボウリング大会/東京法人会連合会 第2回広報委員会 報告 .....14  
北沢税務署からのお知らせ.....15~16  
連載 No17 ペンギン先生の居眠り法律相談所 弁護士 水口瑛介.....17  
政策金融公庫からのお知らせ .....18  
連載 経理の知識 税理士 菊池美奈 .....19  
連載 大切ですよ!就業規則 第70回 社会保険労務士 斉藤信之.....20  
会員紹介 税理士法人フォス恵比寿事務所/株式会社STAGE DOCTOR/一般社団法人阿佐ヶ谷スパイダース .....21  
2022年度 新入会員/世田谷都税事務所からのお知らせ .....22  
支部・部会・委員会活動 南鳥山・粕谷/給田・北鳥山支部 南鳥山・粕谷支部 下北沢支部 明大前支部 桜上水支部  
青年部会 代沢・代田支部 経堂支部 給田・北鳥山支部 税制委員会 北沢税務署 女性部会.....23~27  
投稿 投稿コーナー/投稿募集 .....28  
編集後記 .....29



## 令和5年 新年賀詞交換会

令和5年1月25日(水) 場所:梅丘パークホール

令和5年1月25日(水)、梅丘パークホールにて、3年ぶりに、第1部「第5回税金クイズ大会」、第2部「会員勸奨表彰式」に続き、「北沢法人会 新年賀詞交換会」が開催されました。飯野会長のご挨拶から始まり、北沢税務署長 監物久美子様のお来賓あいさつの後、大同生命保険、AIG損害保険、アフラック生命保険のご挨拶がありました。

そのほか納税表彰・世田谷都税務所長感謝状を受彰された役員のみなさまへ、お祝金贈呈式が執り行われました。最

後は松林顧問の閉会のことばで締めくくられました。

コロナ禍での開催ということもあり、残念ながらお酒、お食事を楽しみながらの懇談はありませんでしたが、懇談会がないにもかかわらず、110名もの会員のみなさまにお集まりいただきました。第1部から第3部まで大盛況の中、最後、参加者には豪華折詰のお土産が手渡されました。来年こそはお食事をしながらの懇談会ができることを切に願っています。

(事務局)

## 第5回税金クイズ大会

3年ぶりに開催された税金クイズ大会。税制委員会にて実行委員会を立ち上げ、参加された方が楽しんでもらうため、クイズの問題の順番や演出方法の打合せを念入りに行いました。

当日は、100名近くの方が参加され、クイズ大会にも関わらず大盛り上がりでした。参加された方からも楽しかったし勉強になったとご意見を頂きました。

(事務局)

## 会員勸奨表彰式

本年度もコロナ感染症の影響で、会員増強活動がとても難しい1年でした。そのため、会全体での大きな目標を掲げず、各支部の判断で支部目標数を設定していただきました。この方法は、各支部の現状認識と自ら設定した目標数を達成する責任を持っていただくという意味ではプラスに働いたかと思えます。そして、9支部中、下北沢支部と明大前支部の2支部が、目標を達成でき、他の支部もとても高い達成率を残していただきました。もちろん、個人勸奨上位の方の努力もとてもありがたく感じております。

今後は、支部内で連携した勸奨、支部同士の連携した勸奨、保険3社と連携した勸奨、他法人会と連携した勸奨など幅広い勸奨活動を展開できたらと思います。

また、会員増強と同じかそれ以上、退会防止も大事です。退会を防止するためには、支部活動を通じ、会員の皆様に「法人会に入って良かった。楽しい。」と思ってもらうことが必須です。コロナ禍でなかなか支部活動ができず、歯痒い思いをしてきましたが、来年度こそは、支部活動を通じて、退会を防止し、組織全体の強化を図っていければと思います。

(組織委員長 下北沢支部 長沼洋一郎)



## 北沢税務協力団体主催 新年賀詞交歓会

令和5年1月13日(金)  
場所:オペラシティ東天紅

令和5年1月13日(金)、オペラシティ東天紅において3年ぶりに「北沢税務協力団体主催新年賀詞交歓会」が開催されました。

今年の当番幹事は東京税理士会北沢支部が行い、志村哲総務部長司会のもと、阿部隆副支部長、阿部健治支部長のご挨拶の後、北沢税務署 監物久美子署長から新年のご挨拶をいただきました。昨年は2年ぶりに5団体集まって納税表彰式を開催することができたこと、そして本日の賀詞交歓会

でも顔を合わせて懇談ができたこと、これも各団体のご協力があったことであり、たいへん心強く思います、と感謝の言葉が述べられました。

第2部の懇談会では、飯野光彦会長の開会のことばで始まり、北沢税務署 藤井克明副署長の乾杯で、各テーブルは多いに盛り上がりました。中締めを北沢間税会 宍戸啓昭会長、閉会のことばを北沢納税貯蓄組合連合会 島田益吉会長が述べられ、賀詞交歓会はお開きとなりました。(事務局)



## 令和5年度 税制改正大綱

### ～法人会の税制改正提言～

## ～中小企業向けの軽減税率や投資促進税制、経営強化税制の2年延長、インボイス制度における各種特例措置など～

政府は、令和4年12月23日に令和5年度税制改正大綱を閣議決定しました。法人会が提言していた法人税の軽減税率の特例期限の延長は実現され、インボイスについては影響が大きい改正となりました。また、NISAや相続時精算課税制度、電子帳簿保存法も改正され注目論点が多い年となっています。主な内容をお知らせします。

### 法人税関係

#### (1) オープンイノベーション促進税制の見直し

対象となる特定株式について、発行法人以外からの購入により取得して議決権の過半数を有することになる場合まで拡大されました。従来の払込みによる場合の上限額は引き下げられています。

	払込みによる取得	発行法人以外からの購入
投資金額の下限額	大企業1億円以上 中小企業1千万円以上 海外企業5億円以上	5億円以上 海外企業は対象外
投資金額の上限額	50億円	200億円
特定事業活動の継続期間	3年	5年

#### (2) 研究開発税制の見直し

一般試験研究費の額にかかる税額控除制度については、下限を2%から1%に引き下げ、上限を10%から14%に引き上げ、適用期限は3年間延長されます。試験研究費の額が平均売上金額の10%を超える場合の税額控除率の特例及び控除税額の上乗せの特例の適用期限は3年間延長されます。

中小企業技術基盤強化税制については、増減試験研究費割合が12%を超える場合に引き上げられます。税額控除率の12%に、増減試験研究費割合から12%を控除した割合に0.375を乗じた割合を加算します。試験研究費割合が10%超の場合の上乗せ措置については従来通りです。

特別試験研究費に対する税額控除制度については、①対象となる特別試験研究費の額に、特別新事業開拓事業者との共同研究及び特別新事業開拓事業者への委託研究に係る試験研究費の額を加えられます。税額控除率は25%とされます。②対象となる特別試験研究費の額に、一定の要件を満たす新規高度研究業務従事者に対する人件費が含まれます。税額控除率は20%とされます。③対象となる特別試験研究費の範囲から、研究開発型ベンチャー企業との共同研究及び研究開発型ベンチャー企業への委託研究に係る試験研究費が除外されます。

#### (3) 中小企業等の法人税の軽減税率の特例の延長

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例期限は2年間延長されます。

#### (4) 中小企業投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、コインランドリー等を利用した節税を除外して2年間延長されます。

#### (5) 中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特例

中小企業経営強化税制について、コインランドリー業(主要な事業であるものを除く)又は暗号資産マイニングを委託している場合などを除外して2年

間延長されます。

### 相続税・贈与税関係

#### (1) 相続時精算課税制度についての見直し

相続時精算課税適用者が、特定贈与者から贈与により取得した財産に係るその年分の贈与税については、従来の基礎控除とは別途、課税価格から基礎控除110万円を控除できることとなります。さらに、特定贈与者の死亡の際の相続税の課税価格に加算となる額は、基礎控除額を控除した残額とされます。

相続時精算課税適用者が特定贈与者から贈与により取得した一定の不動産について、災害等によって被害を受けた場合は、相続税の課税価格への加算となる価額は、贈与時の価額から被害を受けた部分に相当する額を控除した残額とされます。

2024年分の贈与から適用されます。

#### (2) 生前贈与加算の期間の見直し

相続税の生前贈与加算される期間が、3年以内から7年以内に変更されます。なお、3年以内に贈与された財産以外については、財産の価額の合計額から100万円を控除した残額が課税価額に算入されます。

2024年以後贈与により取得する財産から適用されます。

#### (3) 教育資金贈与の見直し

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、次の変更を加えて、適用期限が3年間延長されます。①贈与者の死亡に係る相続税の課税価格の合計額が5億円を超える場合は、常に課税対象とされます。②受贈者が30歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されます。③教育資金の範囲に、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設に支払われる保育料等が加えられます。

2023年4月以後の教育資金について適用されます。

#### (4) 結婚・子育て資金贈与の見直し

直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置について、受贈者が50歳に達した場合等において、贈与税が課されるときは、一般税率が適用されることにした上で、適用期限が2年間延長されます。

2023年4月以後の贈与について適用されます。

### 所得税関係

#### (1) NISA制度の恒久化

NISA制度について、恒久化し、期限を撤廃しました。また、一般NISAとつみたてNISAを統合した上で、つみたて投資枠と成長投資枠が設けられます。なお、新NISA制度は2024年からとなり、2023年中は旧制度の適用となります。概要を比較すると次の通りです。

	つみたてNISA	一般NISA	新NISA
実施期間	2042年まで	2023年まで	2024年から恒久化
非課税保有期間	最大20年間	最大5年間	期限の制限なし
累計の非課税投資可能額	800万円	600万円	1,800万円 (内成長投資枠1,200万円)
年間投資可能額	40万円	120万円	つみたて投資枠120万円 成長投資枠240万円

ジュニアNISAは、2023年までで終了となります。新NISA制度は18歳以上が利用できます。

#### (2) 極めて高い水準の所得に対する負担の適正化

基準所得金額から3億3千万円を控除した金額に22.5%の税率を乗じた金額が、その年分の基準所得税額を超える部分について、所得税を課税する制度が創設されます。

基準所得金額とは、その年分の所得税について申告不要制度を適用しないで計算した合計所得金額です。基準所得税額とは、その年分の基準所得金額に係る所得税の額です。なお、基準所得金額には、源泉分離課税の対象となる所得金額及びNISA制度で非課税となる額は含みません。

2025年から適用されます。

#### (3) エンジェル税制の改正

エンジェル税制については、投資した金額について、その年の株式の譲渡所得から控除できる部分については従来通りですが、株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。従来は課税の繰り延べだったものが20億円の非課税枠を設けた形です。

#### (4) 特定中小会社設立時発行株式に関する控除制度

特定の中小会社の設立時に払い込んだ金額について、その取得をした年の株式の譲渡所得から控除できる制度が創設されます。また、その株式を売却した際に20億円まで課税されない仕組みとなります。エンジェル税制との選択適用となります。

#### (5) ストックオプションの改正

ストックオプション税制の株式の権利行使時期が、付与決議の日から2年超かつ10年以内から、2年超かつ15年以内に延長されます。

### 消費税関係

#### (1) 売上税額の2割で消費税を計算できる特例

免税事業者が登録申請した場合、インボイス制度導入後3年間は、8割の仕入税額控除が認められます。つまり、売上税額の2割だけを納税することになります。

#### (2) 1万円未満にはインボイスを不要とする特例

基準期間の課税売上高1億円以下又は特定期間の課税売上高5千万円以下である事業者が、インボイス制度導入後6年間の課税仕入について支払対価が1万円未満である場合には、帳簿のみの保存で税額控除を認められます。

#### (3) 適格返還請求書の交付義務の免除の特例

売上に係る対価の返還が税込み1万円未満の場合は、適格返還請求書の交付義務が免除されます。

事実上、振込手数料分の値引きに対する特例です。

#### (4) 登録申請書の提出期限の変更

2023年10月1日から登録したい場合に、2023年3月末までに申請が必要という取り扱いが事実上なくなります。

### 国際課税

#### (1) グローバル・ミニマム課税への対応

特定多国籍企業グループ等に属する法人に対して、国際最低課税額に対する法人税を課税する仕組みを創設します。2024年4月以後開始する対象会計年度から適用されます。

#### (2) 外国子会社合算税制等の見直し

外国子会社合算税制について、特定外国関係会社の税負担割合が27%以上(現行は30%以上)である場合には適用が免除されることとなります。2024年4月以後に開始する事業年度から適用されます。

#### (3) 非居住者のカジノ所得の非課税制度の創設

非居住者の2027年から2031年までの間の課税所得については所得税を課さない取扱いが創設されます。

### 納税環境整備

電子帳簿保存制度に関して見直しを行います。①過少申告加算税の軽減対象となる優良な電子帳簿の範囲について明確化されます。2024年1月以後に申告期限等が到来する国税に適用されます。②スキャナ保存制度について、解像度、階調及び大きさに関する情報の保存要件は廃止されます。記録事項の入力者等に関する確認要件が廃止されます。相互関連性要件については、契約書・領収書等の重要書類に限定されます。2024年1月以後に保存が行われる国税関係書類に適用されます。③電子取引について、判定期間における売上高が5千万円以下である保存義務者と電磁的記録の出力書面を用意し、かつ電磁的記録を行う者については、検索要件の全てを不要とします。2024年1月以後に行う電子取引について適用されます。

### 防衛力強化に係る 財源確保のための税制措置

防衛力強化に係る財源確保のための税制措置として、2024年以降の適切な時期を施行時期として、2027年度までに段階的に実施されます。

①法人税額に対し、税率4～4.5%の付加税を課すこととされます。ただし、課税標準となる法人税額から500万円が控除されます。②所得税額に対し、当分の間、税率1%の新たな付加税を課すこととし、一方で、復興特別所得税の税率を1%引き下げるとともに、課税期間が延長されます。③たばこ税については、一本あたり3円の引上げが、段階的に実施されます。

☆記事内容についてのお問合せは…

TIS税理士法人  
税理士 飯田 聡一郎  
TEL: 03-5363-5958  
FAX: 03-5363-5449  
HP: <http://www.iida-office.jp/>

東京法人会連合会



「せたがや梅まつり」税金クイズ

「せたがや梅まつり」税金クイズ 令和5年2月18日(土) 参加者42名 場所:羽根木公園

3年ぶりの開催となった第44回「せたがや梅まつり」。2月18日(土)、先日までの寒風吹きすさぶ天気と一転、うららかな空を見上げるここ羽根木公園で、女性部会も久々の税金クイズ開催を果たした。

チェックし景品を渡す女性部会の方々もやや白熱ぎみの混みようとなる。3年振りの梅まつりとありやはり人出も多いようだ。



三栄造園(株)様より購入のお花は人気だ。他にも小野商事(株)様、(株)ウテナ様、目黒・昭和、両信用金庫様からご協賛いただいた景品がどんどん回答者の手に渡っていく。

9時集合時にはすでに青年部会・梅丘支部を始めお手伝いの面々が揃い、ブース設営、クイズの景品や子どもに人気の風船などの準備に余念がない。やがて監物署長や木下副署長はじめ北沢税務署の方々にもご参加いただき、皆で朝礼。飯野会長、坂田女性部会長のあいさつに監物署長にもお言葉をいただき準備万端、10時を待ちよいよ税金クイズがスタートした。クイズ用紙のバインダー片手に参加を呼びかけると三々五々と寄ってくる参加者。やがてブース前は人だかりとなり、回答を

の啓蒙そして法人会のアピールに役立ったようだ。これまで準備されていた女性部会のご苦勞が報われたのだろう。なにより総勢42人参加の法人会員、そしてクイズ回答者850人それぞれがにこやかな気持ちになれているようで、今後ますます活動が出来ることを願った。(梅丘支部 広報委員 細井眞一)



北沢法人会、社団化35周年の記念に平成22年11月に植樹された「大盃(おおさかずき)」。年々みごとな成長を見せ、すっかり人気の「映え」スポットになっている。この日も、深い赤色とかすかな香に誘われた撮影者に囲まれていた。

特殊な環境下、過酷な環境下でも優れた摺動特性と安定性を発揮する、固体被膜潤滑剤・各種機能被膜。

**東洋ドライルube株式会社**  
TOYO DRILUBE CO.,LTD.  
http://www.drilube.co.jp

代表取締役 飯野 光彦  
〒155-0032 世田谷区代沢1-26-4  
TEL.03-3412-5711 FAX.03-3412-5738

**ACE エースの作業用手袋**  
機械☆建設☆配線☆防災☆アウトドア

**小野商事株式会社**  
代表取締役 小野 俊英  
〒156-0043 世田谷区松原1-38-6  
TEL.03-3322-5111(代) FAX.03-3324-0005

ねじでお困りの方はご相談下さい。

ネジの総合商社  
**株式会社セガワ**  
k-segawa.jp

代表取締役社長 渡瀬 文史  
〒155-0032 世田谷区代沢3-18-13  
TEL.03-3413-0560 FAX.03-3413-2429

愉快的な生活の創造と果敢な挑戦

リネンサプライ クリーニング  
**株式会社玉川繊維工業所**

本社:〒156-8510 東京都世田谷区松原3-40-7  
パインフィールドビル6階  
TEL:03-3327-1111 FAX:03-3327-0016

ほうじん北沢  
インタビュー

北沢法人会  
支部めぐり

第5回

桜上水支部



支部めぐり第5回でご紹介するのは桜上水支部。増川支部長の元、若手が活躍する、活気有る支部。多くの青年部会長も輩出しており活動も活発だ。本日は増川支部長の株式会社ビジネス通信工業様にお集りいただき、現状の課題や活動の方向、今後の展望も含めお話しを伺っ

個性的な増川支部長のもと、若い会員が活躍する支部、部会と支部活動を若さでこなす。

高宮:本日は広報誌、ほうじん北沢の支部めぐり第5弾という事で、桜上水支部の皆さんにお集まりいただいてお話を聞いていきたいと思ひます。桜上水支部で広報委員でもある私がナビゲーションをさせていただきます。よろしくお祈ひします。では皆さん簡単な自己紹介をしていただけますでしょうか。

増川:はい、今回は広報誌に掲載との事で緊張しています。私支部長を仰せつかっております、株式会社ビジネス通信工業の増川です、楽しい対談にしましう、よろしくお祈ひします。

内田:副支部長をやっております株式会社リライフの内田と申します、本日はよろしくお祈ひします。

東:支部の幹事を務めております。上北沢で生命保険業を営んでおります東(あずま)と申します。よろしくお祈ひします。

高宮:こんにちは、副支部長をやっております高宮です。会社は高宮株式会社と言ひまして企業のユニホームの製造販売している会社です。

高宮:最初に桜上水支部ってどんな雰囲気でしょう?

増川:まずは私から。最初、青年部会中心で活動してゐまして、青年部会卒業を期に支部にも参加するようになりました。そうするとこの支部って、私をはじめ、野島さん、冨澤さんといった青年部会長を経験している方が結構居るな、と。また、今居る



皆もそうだけど、青年部会と親会を兼務してゐて、二つの会の良い橋渡しになつてゐるなど。

私が支部に入った時は自分が一番若手だったんですけど、今は青年部会でも支部を手伝つてゐるし、そういうのが特徴かなと。

そして、若いみんなが新たな発想で色々な意見を出してくれる。そして、じゃあこれを皆でやつて行こうとなる。私が引張つていく力不足も有るんですけど、みんなが盛り上げてくれる。和気あいあいと、生き生きと活動してゐる、そんな支部だと思います。それが桜上水支部じゃないかなって、2期支部長をやらせてもらつてそう感じてゐます。皆さんはそれぞれ違ふ感想も有ると思ひますが…

一同:拍手

若手も参加・活動しやすい環境を整えて来た先輩達。

内田:一般的に…、青年部会に居て、なかなか支部活動に入れな所も有ると思ふんですけど、そういう中であつて桜上水支部は活動しやすい雰囲気が有るように感じます。

東:私自身の事で言ひますと。法人会に25歳から入らせてもらつて、



今33歳で、役も少し頂いてゐますけど、実際それが出来たのも先輩方の理解が有るからかなと思ひてゐる…。自分は叔父の紹介で入つて、伯父が引退する3~4年一緒に活動して、それで先輩方との橋渡ししてもらつた部分もあるのですが、若造でしたけれど諸先輩方がアットホームでありがたかつたと言ひたいと思ひます。

私が入つた頃は伊藤支部長でしたけれど、直接電話やメールを頂いたりして参加しやすかつたです。

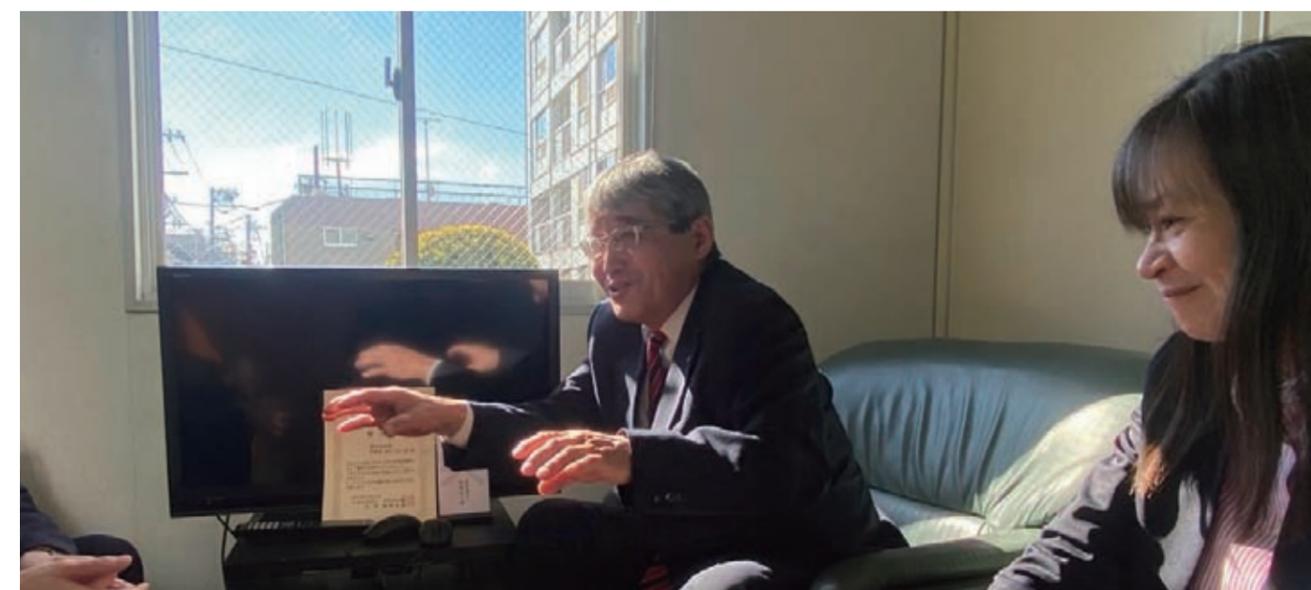
内田:諸先輩方のおかげですね。今後も隔たりのない、皆が参加しやすい支部にしていきたく思ひます。その方が仕事にも繋がつて行くでしょうし。

増川:参加して良かつたねと思ひえる何かを見つげられるようにしたいですね。長く続けられるよう。なかなか難しいんですけど。

内田:関係性作り、仲間作りですね。

高宮:今まで、どう言つた活動をしてこられましたか?

増川:一番特徴的なのが日本大学文理学部で開催する「しもたか大さくら祭り」ブースを設けて税金クイズ、甘酒くばり、焼き餅販売など行ひます。これが3月の終わり。桜上水ガーデンズのお祭りや上北沢町内会の新年会に参加したり。將軍池の「自由広場」で信用金庫さんや



町内会とコラボしてPR活動したり。これらは先輩方が切り開いて代々続いてきた地域に密着した活動です。ただコロナ禍でお祭り自体が開催されなかったのが現状です。

新しいところでは、レストラン、桜上水ティファニーを貸し切って被災地の食材を自分たちで料理して皆で楽しむイベントを開催したり。

## 地域と連帯していた法人会活動も コロナ禍で足踏み状態へ。

高宮:コロナ禍での部会などはどうでした?

東:先ほど話したようにお祭り関係・バス研などは2年間全て停止していましたが、部会は日程をコロナの収束に合わせてなるべく対面でも行っていました。ただ、懇親会などは一切おこないませんでしたね。

増川:そこは徹底していたよね。

高宮:それでは、会員勧奨についてはどう捉えていますか?

増川:これは課題ですね、ずっと。会員勧奨の面からも支部長が組織の委員に属していないとダメなのか。常に意識していないと。

内田:新しい人の掘り起こしですね。高宮さんマメにまわっていただけましたよね。

高宮:コロナ禍になってからは出来ませんでしたね。

内田:これからですね。付き合いで入るとか、何かメリットが有れば入るんでしょうね。でも入ったけれど楽しくない、意味が無いと思われちゃうと来なくなりますよね。

## 法人会活動の強みを活かして 繋がりのある集まりを模索。

増川:今は退会理由として経費削減、廃業も増えていますね。厳しい状況も有るわけです。

ただ、これだけの会員が居てそれぞれの得意分野があるのだから、相互に繋がれるようにどんな仕事をやっているのか判るPRできるようなパンフみたいな物をとりあえず支部内だけでも作れないかなとか。そうして増やしていけるような。

東:外向けのPRもそうですし、内部に向けても大事ですよね。この間、来年度に向けて支部の名簿を見ていたらこんなに人がいたのか、となりましたよね。このままこの人たちが退会しちゃうのか。また来てくれるのか、もしくは代替わりして新しい人がやってくるのかとかは、やはり声かけですね。

内田:たとえばYouTubeの取材をするとかで、もう一度来てもらうとか、参加するきっかけが必要だね。

増川:紙でのアンケートできっかけ作るとか…継続して考えて行かないと難しいよね。

高宮:本業も大変なところも有るからその辺りも今難しいですね。

内田:若い人たちが何かアイデアを出してほしいよね。SNSを活用したりとか、年取ると頭が硬くなるからね。

増川:やはり、法人会にはこれだけの会社が揃っているんだから、何か

連携を取れる仕組みがあれば仕事にも活かせるし、それが会員勧奨に繋がると思う。

## 続けて参加出来る支部を目指す。 そこから会員増強に繋がる。

高宮:実際会員が減っているのが実情ですよね。

東:肌感覚では、名簿上は減っていても、税務研修会とかの活動に来る人数は増えていると思うんですよね。桜上水支部は。なので、名簿上の数が減るのは大変な事なんですけれど、活動に来る人が増えるから活気付いて見えるんですよ。やっぱりまずはそこを大事にしなければと思うんですよね。

今参加していない人たちに来てもらえれば、全体が活気付き結果的にそれが新しい会員の増強に繋がるんじゃないでしょうか。

## 人が集まるためには、 自分が楽しむ事が大事。

増川:特に、会議が絡まない時は参加者が増えるよね(笑)

内田:ですね。イベントとか研修会って参加しやすいじゃん。会員会議って堅苦しいから最初は参加し辛いよね。

東:初めて来て、「委員会の報告です」とか言われても訳わからないでしょうからね。

高宮:うん、判んない、判んない。

内田:さくら祭りとかのイベントとかの方が足を運びやすいし、仲良くなれるじゃないですか。

増川:支部長が楽しんでやる物にはみんな来るって事だよ。判った、これだな。自分が楽しまないダメなんだな、これは会社も一緒だな。

内田:リーダーが楽しんで、率先してやらないと。

増川:楽しいと、率先してやるもんね。

内田:そうすれば会員さんも参加しますよね。それが引っ張る力ですよね、実感します。

高宮:内田さんはNPO活動もしていますから、特に感じるんじゃないですか?どう言った活動でしたっけ?

内田:「NPO法人 すみれブーケ」の運営をやっています。これは児童養護施設の卒業者や社会的養護を必要とする若者の支援団体です。具体的にはシェアハウスを運営し、そういった若者の居場所を作

り、社会復帰のバックアップを行なっています。

そのPRや運営費集めに月2回マルシェを開催しているんです。皆さんにも手伝いいただいてありがとうございます。

増川:人が集まる場所には何か有るよね、東君も言ったように、まず人に来てもらって会ううちに色んな考え方を共有出来たりして、じゃあ、今度はこんな事は?って繋がって行けて。

内田:それが仕事に繋がる事も有るでしょうし、そうじゃない事も有るでしょうけど、信頼関係を築くことですね。

## 桜上水支部を 法人会のモデルケースへ!

高宮:東さん、若手の代表として今後の活動の目標みたいな事って有りますか?

東:よく周りの方から言われるのは、最初の話しも含めて、青年部会とか支部とかの隔たりがあまり無いよねって。

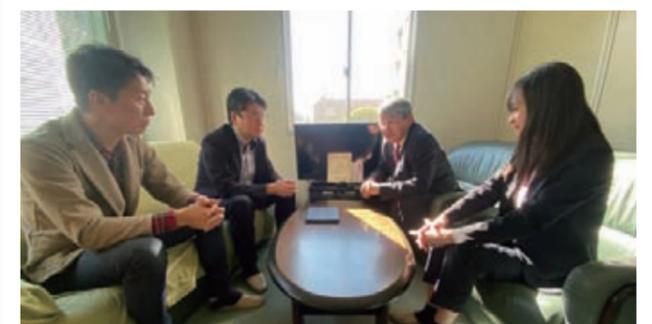
支部活動に出ている青年部会員のメンバーが少ないのかもしれませんが、「え、青年部会だけ支部活動出てるの?」とか、そう言う会話が無くなって、自然にみんなが参加するような…桜上水はある程度出来ているので、そんなモデルケースの支部にしたいです。

内田:それには声かけだね。

高宮:私も入りたての頃、色んな人から声かけてもらって参加しやすかったですね。

増川:桜上水支部は誰でも参加OKですので、ここで楽しさを見つけて、それぞれの場所で楽しんで活動して行っていたら。そうやって仲間を増やして行きましょう。

高宮:今回は色んな話が聞けて楽しかったです。今日はありがとうございました。



明日への新情報通信システムを構築する。  
情報通信・光ファイバー・CATV・設計施工・保守

**三東電気工事株式会社**

代表取締役 寺腰 忠嘉

〒156-0044 世田谷区赤堤3-24-12  
TEL.03-3325-5630(代) FAX.03-3325-5686

各種広告デザイン

GATT  
Design

**有限会社ガットデザイン**

代表取締役 細井 眞一

〒150-0001 東京都渋谷区神宮前2-13-13 Y-HOUSE 201B  
mobile: 090-1461-0365 e-mail: s-hosoi@tea.ocn.ne.jp

utena  
1927年創業

飾らない  
人間本来の「自然な美しさ」をテーマに、  
お客さまの日常生活や暮らしに  
焦点を当てた商品開発をしています。

株式会社 ウテナ 〒157-8567 世田谷区南烏山 1-10-22  
お客様相談室 0120-305-411/ご注文ダイヤル 0120-87-2040

心のごもったセレモニーのご提案

**村上葬祭**

葬祭事業 一般家庭葬・社葬・団体葬などの企画運営  
販売事業 仏壇・仏具販売・各種ギフト取扱

**株式会社 ムラカミ**

156-0051 世田谷区宮坂3-28-2  
TEL.03-3429-4874 FAX.03-3420-7705  
http://www.murakami-sousai.co.jp/



今回の支部めぐりインタビューは、増川支部長のリクエストにより、1月10日(火)に開催された、桜上水支部の新年会の収録にもうかがい、ビンゴゲームの後に会員さんに一言いただいた。



●タイセイエンジニアリング(株)の樋口と申します。まだこの会に入ってから長く無いんですけど、こうして皆さんに会えるのが楽しみになってきております。協力できる事はやりたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●城南信用金庫、桜上水支店副支店長の鈴木と申します。支店長も出席しているのですが先にビンゴを当てちゃって複雑な心境です。皆様に少しでもご支援できるよう、地元のために頑張っていきますので引き続きよろしくお願いいたします。

●皆さん今晚は、(株)栄和サービスの富澤と申します。杉並区世田谷区を中心とした家庭ゴミの回収とビルの総合管理をやっている会社です。法人会を十数年やっているんですけど、法人会で成長させてもらった感があります。若い皆さんとも是非一緒にやっていけたらうれしいです。地域貢献をしないと成長は無いと初代部長がおっしゃっていましたのでぜひ皆様と地域貢献をやっていきたいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●大石: 広告はあまり出さないけど広報誌の広告掲載が当たったので出して見ようかな。ビンゴで今年の運勢を占ったら、上位でしたので今年はいけると思っています。頑張りますのでよろしくお願いいたします。

●(株)ユーテックの伊藤と申します。法人会に入ったのは世田谷区に会社が越して来てからですから36年経ちます。活動に参加するようになってからも15年くらいです。誘われて参加したのですが結構楽しくやっているつもりです。ただ仕事は地元では無く日本全国や海外でも忙しくやっています。これからもぜひよろしくお願いいたします。

●世田谷区議会議員をやっております佐藤美樹と申します。こういう場合は久しぶりです。桜上水支部はこんなに人が来て盛り上がってやっぱり良いなと思います。今年はお祭りや他の活動も実施できたら皆さんのお手伝いをしたいです。よろしくお願いいたします。

●地元の衆議員議員の落合貴之です。今年も頑張ります。皆さん何かあったら言ってください。よろしくお願いいたします。

●マキノ不動産(株)の牧野ゆき子です。女性部会でお世話になっていました93歳の母がコロナに罹りましたが復活いたしました。良い事づくめの今年の始まりです、どうぞよろしくお願いいたします。

●城南信用金庫桜上水支店の高橋です。地域の皆様のために少しでもお役に立ちたいと頑張っていきます、よろしくお願いいたします。

●落合貴之事務所の京と申します。青年部会でお世話になっております。桜上水の辺りをウロウロしておりますので見つけたらかまってください。よろしくお願いいたします。

●旭館総本店(株)の松本と申します。コロナでも色々ご利用くださりありがとうございます。今年もよろしくお願いいたします。

●マキノ不動産(株)の牧野直です。先日成人の日に徐々に着物姿の若い方々を見かけ、去年居なかった若者がこんなに居るのかと、不動産屋としても期待しました。今年は皆さんにも良い年に成りますよう、また、この会にも貢献したいと思っていますのでよろしくお願いいたします。

●北山社会保険労務士法人の北山と申します。メインは税理士をやっています税理士会北沢支部で前の支部長をやらせていただきました。その関係でこちらの支部に何うようになりました。これからもよろしくお願いいたします。

●今年から法人会にお世話になります(株)パオパオスポーツクラブの伊東雄大と申します。子供向けスポーツクラブを運営しており、下高井戸で事業をさせていただいております。3月には松原駅の前でも出店いたしますので、ぜひ、近くにいらした際にはお立ち寄りください。

●昭和信用金庫桜上水支店、岡と申します。初めてこの会に参加させていただきました、これからもよろしくお願いいたします。

●皆さん今晚は、税理士の井戸川です。今は本業の他に社会福祉士として世田谷区の一時的保護所の仕事をさせていただいております。子供たちと関わっています。今後も子供達との関わりを持って行きたいと思っています。

●野島です、ビンゴはブービーでした。私の後を次いだ増川さんの思惑が出てると…。税制副委員長をやっておりますが1月25日の税金クイズの実行委員長をやっておりますので全員参加してください。それから、私は第7代青年部会長なんですが、親会は第2が良いです、青年部会を第1にしてください。青年部会は50歳までしか活動出来ませんから。親会は定年が無いので50までは青年部会で良いと思います。



## 第32回ボウリング大会

2022年12月14日(水) 18:00より経堂ボウルにてボウリング大会を3年振りに開催しました。コロナ禍の為、懇親会は出来ませんでした、久しぶりのボウリングに楽しそうに、且つ真剣にプレーする姿に開催出来て嬉しく思います。

飯野会長の開会の挨拶に続き、大石副会長の始球式。ストレッチをしてからプレースタート!各レーン盛り上がっていました。勢い余ってガーターになったり、確実にスベアや気持ちよくストライクの方、マイボール、マイシューズの方も。それぞれ、楽しそうに、会員との交流も会話も弾んでいました。

19社からの協賛を頂戴して、表彰式は、大盛り上がりでした。男子優勝は石井裕大さん、2位は東宏樹さん、3位は村越一郎さん。女子優勝は柳澤泉さん、2位は深山美栄子さん、3位は佐藤裕子さん。賞状と景品を頂き、素敵な笑顔で記念撮影!各賞も続々と発表され、皆さん景品と参加賞を頂きワクワクの表彰式となりました!

次回の開催は懇親会も出来るように願っています。受付をお手伝いして頂きました皆様に感謝いたします。

(厚生委員長 千葉繁)

## 東京法人会連合会 第2回広報委員会 報告

去る2月2日(木)「令和4年度第2回広報委員会」が全法連合会館にて開催された。

参加者は14名、加藤和夫(青梅法人会)委員長の冒頭のあいさつで始まり二つの議題が協議された。

<議題>

- 1, 令和5年度広報関連の事業計画(案)について
- 2, 令和4年度単位の広報活動に関する表彰の選考について

<決議事項>

議題1、令和5年度広報関連の事業計画については次のように決議された。

法人会の知名度の向上、会員への会活動の周知、会員増強のための広報活動を充実させるとともに、関係委員会と協力して広く一般に対しての税の啓発活動をはじめとする公益性の高い広報の推進に努める。

このため、動画配信を含めホームページや会報誌等の充実を図ることとし、単位会情報の発信を強化するとともに特に公益的な事業についてはマスコミにアピールするためのパブリシ

ティー活動を積極的に実施する。

全法連が実施している法人会アンケートシステムへの登録者の増加に努め、東法連独自の地域限定アンケートによる同システムの活用を図る。

また、単位の広報活動に関する表彰を引き続き実施し、広報担当者のモチベーションアップとともに、好事例を紹介し法人会広報活動に役立てる。

議題2、以下の法人会が選出され表彰されることが決定した。

1位、新宿法人会

「働く人のための地震防災マップ、会社の防災対策」

2位、浅草法人会

「地域密着型ネットTVを活用した新しい広報活動」

2位、板橋法人会

「チャリティーコンサート 音楽の絵本」

3位、(特別賞)八王子法人会

「税の絵はがき入選作品の市役所封筒への掲載」

(担当副会長 金子健太郎)

# 自動計算・自動入力・自宅から 確定申告は スマホからがおすすめです！

とっても便利な♪

## STEP 1 「確定申告書等作成コーナー」へアクセス

作成コーナー

▶ 対応ブラウザを確認

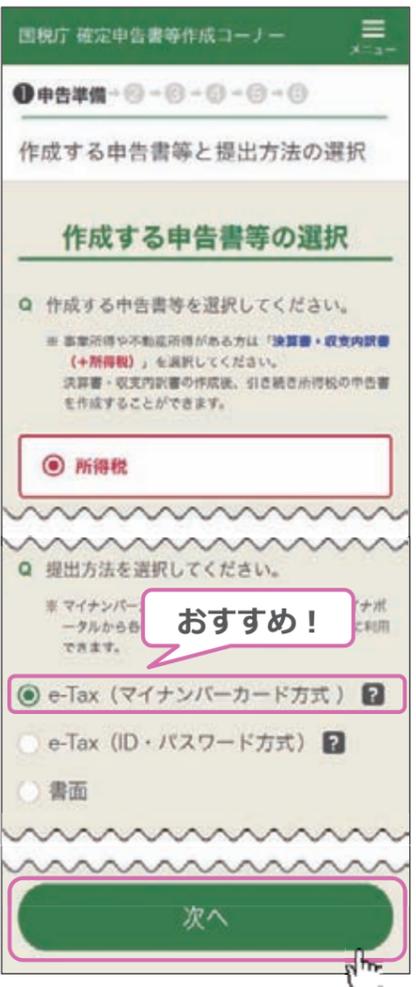
iPhoneの方

Androidの方



【確定申告書等作成コーナー】 ※上記以外のブラウザでアクセスすると、エラーが表示されて次の画面へ進むことができませんので、ご注意ください。

## STEP 2 送信方法の選択



### マイナンバーカード方式



e-Taxに登録されている情報が表示されます

マイナンバーアプリのインストールが必要です

### ID・パスワード方式



ID・パスワード方式の届出完了通知に記載のe-TaxのID（利用者識別番号）とパスワード（暗証番号）を入力

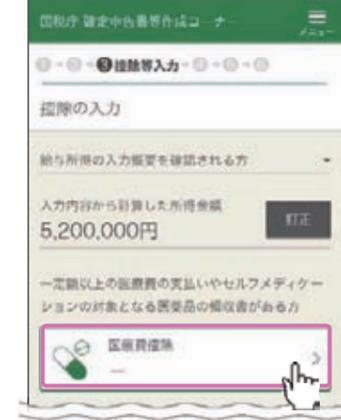
⚠ ID・パスワード方式は暫定的な対応ですので、お早めにマイナンバーカードの取得をお願いします。

国税庁 法人番号7000012050002

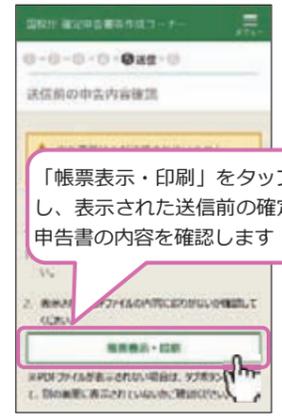
## STEP 3 収入・所得金額や控除等の入力

収入等の入力

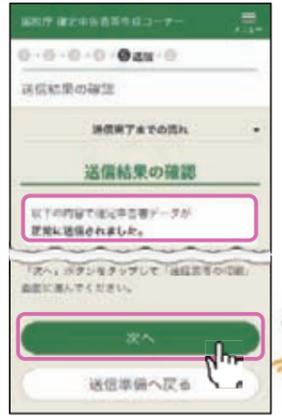
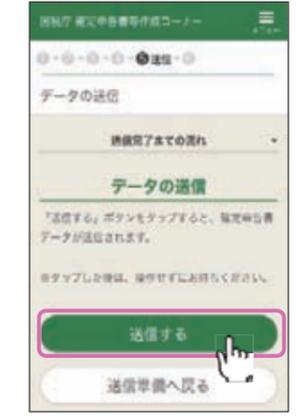
控除等の入力



## STEP 4 申告内容の事前確認・送信



「帳票表示・印刷」をタップし、表示された送信前の確定申告書の内容を確認します



## STEP 5 帳票PDFの保存・確認



「帳票表示・印刷」をタップし、帳票を表示します

保存・確認方法の詳細はこちらから



iPhoneの方



Androidの方

## ◎ スマホ申告の便利機能♪

青色申告決算書や収支内訳書がスマホで作成可能に！



NEW!!



給与所得の源泉徴収票をスマホで読み取り！



スマホで撮影するだけで自動入力！



ご利用には別途通信料がかかります。  
このチラシには開発中の画面が含まれておりますので、実際の画面と異なる場合があります。  
iPhone、Safariの名称及びロゴは、米国及び他の国々で登録されたApple Inc.の商標です。iPhoneの商標は、アイホン株式会社のライセンスに基づき使用されています。  
Android、Google Chromeの名称及びロゴは、Google LLCの商標または登録商標です。

ペンギン先生は、下北沢で開業している弁護士ですが、いつも寝てばかりいます…。  
そんな居眠りペンギン先生に、今日はこんな相談がきました。

## No. 17 ペンギン先生の居眠り法律相談所

弁護士  
水口 瑛介

### 「YouTuberにだけはならないで」の巻

—お寿司屋さんにて—

**ペンギン先生:** (テレビのニュースを見ながら) 醤油差しを舐めたり、ガリを自分の箸で食べたり、最近のお寿司やさんは物騒ですねえ…。

**寿司屋の大将:** うちは大丈夫ですよ! そんな輩がいたら叩き出しますから! いざとなったら下北沢最強の弁護士ペンギン先生にお願いします!

**朝倉:** あの一… 弁護士先生ですか??

**大将:** 最近よく来ていただいている朝倉さんです。近くで格闘技のジムを経営されています。

**朝倉:** 実は、私の子供が似たようなことをしてしまっています。ネットニュースを見ると、多額の損害賠償をお店から請求されるとか、破産しても逃れられないとか、親も責任を負うとか書いてありまして…もう我が家はお終いです。

**ペ:** 落ち着いてください。確かに場合によっては多額の損害賠償責任を負うこともあります、必ずそうなるわけではありませんよ。

**朝倉:** そうなんですか? 恥ずかしくて誰にも相談できなくて…。

**ペ:** 一体何をやってしまったんです??

**朝倉:** 中学2年生の息子がいるのですが、友達とウメダ珈琲に行ってお会計を全部1円玉で支払うイタズラをしたってなんです。迷惑系YouTuberのマネをしたみたいで、本当に嫌になります。

**大将:** ウメダ珈琲ですか! パンにソフトクリームが乗っかってるのが最高ですよ! コーヒーについてくる豆菓子も地味に美味しいですよ。

**朝倉:** …。

**ペ:** …。損害賠償責任を負うっていうのはそんなに簡単なことではないんですよ。損害が発生しているか、損害とイタズラとの間に因果関係があるか、息子さんに故意又は過失があるか、このあたりが法的には問題になりそうです。

**朝倉:** 難しいですね、私は格闘技しかしてこなかったものから。

**ペ:** イタズラでお店に何か被害は発生したんでしょうか?

**朝倉:** そう言われてみますと、閉店間際に他にお客さんはいない時間帯だったようですから、レジのバイトの子が困ってしまったくらいだと思います。

**ペ:** TikTokにアップロードしたとかそういうことは?

**朝倉:** 動画の撮影はしたもののネット上に公開はしていないようです、その前に私が止めましたから。

**ペ:** となると、お店側に損害は発生していなそうですね。

**朝倉:** でも、その翌週にウメダ珈琲の株価が暴落してしまったんですよ。

**ペ:** それはコーヒー豆の仕入れ価格が高騰したニュースの影響とか、他の要因ではないですかね。息子さんのイタズラは、お客さんを減らすような衛生的な問題を生じさせたわけではないですし、

ニュース報道もされていないようですから。

**朝倉:** なるほど、因果関係がないと考えられるんですね。

**ペ:** あとは、過失はまだしも、息子さんにお店に損害を与える故意があったかというところが疑わしいと思います。迷惑をかけて面白がるという意図はあったと思いますので褒められた行為ではないですが、それを超えて経済的な打撃を与えようという意図まではなかったのではないのでしょうか。醤油差しを舐める行為とは質的に大きく異なると思います。

**大将:** 昔、おでんをツツツした人もいましたね!

**ペ:** …。

**朝倉:** …。

**ペ:** ですので、お店から高額な損害賠償請求をされるということは考えにくいと思いますね。仮に請求されて裁判でこれが認められたとしても、故意(悪意)があったとまでは言えないと思いますので、万一の場合には破産してしまえば損害賠償義務がなくなる可能性が高いでしょう。

**朝倉:** そうなんですね、少し安心しました。ご迷惑をおかけしたのは事実ですから、息子を連れて謝罪には行きたいと思います。

**ペ:** あとは、子供の行為について親が管理監督責任を負うのは責任能力がない場合、概ね12歳以下の場合になります。息子さんは中2とのことですので、親である朝倉さんは責任を負わないということになるでしょうね。

**朝倉:** そうなんですね。もう親が全ての責任を肩代わりする年齢ではないのだとよく言って聞かせることにします。

**ペ:** ちなみに、20枚以上の硬貨の使用をお店が拒否できる法律(通貨の単位及び発行等に関する法律)があるんですよ。

**大将:** お、豆知識ですね! コーヒーだけに。

**朝倉:** …。

**ペ:** 大将、ノリがYouTuberっぽいですね…。

執筆者紹介

アーティファクト法律事務所

弁護士 水口 瑛介

155-0031 東京都世田谷区北沢2-11-15  
ミカン下北A街区4階

ウェブサイトURL: <https://artifact.law>  
メールアドレス: [mizuguchi@artifact.law](mailto:mizuguchi@artifact.law)

今回は当会下北沢支部所属の山崎由紀子弁護士(妻)が担当します。

## 北沢法人会 会員の皆さまへ 日本政策金融公庫からのご案内 「国の教育ローン」をご存じですか?

制度創設以来、40年以上の歴史を持つ公的な融資制度です。

融資限度額

お子さま1人につき / 一定の要件に該当する場合 /  
上限 **350** 万円 上限 **450** 万円



### 「国の教育ローン」3つのポイント

1

固定金利  
年 **1.95%**  
令和5年2月1日現在  
最長 **18** 年の  
長期返済

● お借入時の金利が完済まで変わらない固定金利を採用し、返済期間は最長18年までと長期です。

2

ご家庭の状況  
に応じた  
優遇制度

● 「国の教育ローン」は、母子家庭、お子さまが3人以上の世帯などを対象に、金利の低減などの優遇制度があります。

3

(公財) 教育資金  
融資保証基金  
による保証

● 「国の教育ローン」では、公益財団法人教育資金融資保証基金による保証をご利用いただけます。

### 「日本公庫ダイレクト」お知らせ

日本公庫  
ダイレクト



「日本公庫ダイレクト」はお客様と日本公庫をつなぐお客様専用のオンライン窓口です。簡単な会員登録手続き(無料)で、様々なサービスをご利用いただけます。

《日本公庫ダイレクトの主なサービス》

- ① 日本公庫からの各種おすすめ情報をメールで確認
  - ② ご登録いただいた都道府県で開催されるセミナー情報の確認や参加申込
  - ③ お取引状況をオンラインで確認※
  - ④ 各種証明書をオンラインで入手※
- ※会員登録に加えて、お取引先さま専用サービスの利用申請が必要となります。

日本政策金融公庫 渋谷支店 国民生活事業

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-21-1 (日本生命渋谷ビル2・3階)

Tel: 0570-031502

日本公庫は、民間金融機関の取組みを補完し、事業に取組む方々等を支援する政策金融機関です。

## 電子帳簿保存法

2022年1月1日より、電子帳簿保存法が改正され、電子的に受取った国税関係書類を電子的に保存しなければならなくなりました。しかし、2021年の税制改正で2年間の猶予が認められ、2023年12月末までは従来どおり書類をプリントアウトして保存しておくことが認められることとなり、それに対応するための省令改正等が行われました。

猶予期間終了まで1年を切り、施行時期が迫ってきました。昨年この広報誌に電子帳簿保存法について寄稿させていただきましたが、再度、見直しいたします。与党の「令和5年税制改正大綱」で改正された点もあります。

電子帳簿保存法は、大きく分けると3つあります。

- ①電子帳簿等保存制度…自己がコンピューターを使用して仕訳帳などの帳簿・書類を作成し、データのまま保存
  - ②スキャナ保存制度…紙で受領・作成した書類をスキャナ等で読み取り画像で保存
  - ③電子取引データ保存制度…電子的に授受した取引情報をデータで保存
- このうち、①と②は、自社が「利用したい」という場合に適用されますので、利用しない場合は、今まで通りで構いません。しかし、③については、全事業者が義務化されます。

電子取引とは、例えば以下のものがあります。

- ①電子メールで請求書や領収証を受領する。メール本文やPDF添付など
  - ②ネットで購入した場合に、インターネットのサイトから請求書や領収証をダウンロードしたり、スクリーンショットする。
  - ③電子請求書や電子領収証の授受についてクラウドサービスを利用する。
- その他にもICカードの利用や、〇〇Payなどの決済サービスの利用で紙の領収証等がない取引があります。

電子取引データをパソコン等に保存するときには、2つの要件があります。

「可視性の原則」…税務調査のときに求められたデータをすぐに探し出せるようにすること。取引年月日、取引金額、取引先の3つを検索条件として設定し、このうち2つ以上の任意の項目を組み合わせて検索をかけることができる。

「真实性の原則」…電子データが改ざんされていないということ。保存するデータにタイムスタンプを付与する、クラウドサービスなどで訂正削除履歴が残るシステムを利用することなどがありますが、これらはシ

ステム導入に費用が掛かります。利用しやすい方法としては、訂正削除の防止に関する「事務処理規程」を制定し、備え付けることです。国税庁のサイトに事務処理規程の雛型がありますので、ご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

この事務処理規程を遵守することで、真实性が確保されます。

「可視性の原則」である検索機能について、税務調査の際にデータのダウンロードの求めに応じられる場合は、基準期間の売上が1,000万円以下の事業者は検索要件が不要とされていました。これが令和5年税制改正大綱で、「5,000万円以下」の事業者へ拡大されました。

電子取引データの保存について、保存要件に従って保存できなかったことに相当な理由がある場合の宥恕規程もできました。①所轄税務署長が、電子データを保存要件に従って保存することができなかったことについて相当な理由があると認める②税務調査の際に電子データのダウンロードの求めに応じる③電子データの記録をプリントアウトして提示、提出できる。この要件を満たした場合は、保存要件にかかわらず、電子データの保存をすることができることになりました。これには売上の要件はありませんので、5,000万円以上の会社も適用されますが、「相当な理由」というのが、今のところどの程度のことなのか判明していません。

2024年1月1日からは、すべての事業者が電子データの保存を義務付けられます。

社内への周知を進め、電子データを受け取った時の保存の流れとそのルールを決める。エクセルなどで検索簿を作成する。規則的なフォルダ名を付け、フォルダの階層構造を策定するなどの準備を今年中に進める必要があります。

国税庁のサイトに一問一答がありますので、ご参照ください。  
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07denshi/index.htm>

## 賃金のデジタル払い

わが国ではキャッシュレス決済比率を2025年までに4割程度、将来的には世界最高水準の80%まで上昇させることを目指し、キャッシュレス決済の推進に取り組んでいます。実際、キャッシュレス決済の普及や送金サービスの多様化が進む中で、給与をキャッシュレス決済の業者（資金移動業者）の口座への資金移動するニーズも一定程度見られることも踏まえ賃金のデジタル払いができることになりました（施行は令和5年4月1日です）。

### 1.賃金の支払方法

労働基準法第24条では「賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」とあります。ほか、労働基準法施行規則第7条の2第1項において、使用者は、労働者の同意を得た場合には、銀行その他の金融機関の預金又は貯金の口座への振込み及び証券会社の証券総合口座への払込みによることができることとされてきました。

そして賃金の新たな支払方法の選択肢として賃金のデジタル払いが認められるようになりました。

### 2.資金移動業者とは

#### (1)財務局に登録されている業者

資金移動業者とは銀行以外の者で為替取引を業として営む業者です。関東財務局に79の業者が登録（令和4年12月31日現在）されており、中には〇〇ペイなどのように私たちにもなじみのある企業名も見受けられます。

#### (2)使用者から賃金の資金移動を受ける業者

厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者（指定資金移動業者）のみが賃金の資金移動を受け入れられます。指定を希望する業者は令和5年4月1日から大臣に指定申請を行うことができますので、実際に私たちが活用できるのはまだ数カ月先と見込まれています。

#### (3)指定資金移動業者の要件

厚生労働大臣に対して7つの要件を満たす業者が指定されるとありますが、私たちが制度を利用する上で重要と思われるポイントだけを紹介します。

- ①業者が破綻した場合などは保証機関から弁済
- ②預け入れられる口座残高の上限は100万円以下
- ③労働者の意に反する不正な取引による損失に対する補償
- ④最後の取引から少なくとも10年間は口座残高が有効
- ⑤ATM等の利用により受取が可能、かつ毎月1回は手数料を負担することなく受取が可能

### 3.運用のポイント

#### (1)労働者の同意書

同意書の内容については、振込先の選択や受取額として支払い

等に使う見込み額の設定、希望する支払開始時期の設定などがあります。また留意事項として、上記①～⑤の内容や資金移動業者の口座が「預金」をするためではなく、支払いや送金に用いるためであること等を示した上で同意書を書いてもらう事も重要です。

#### (2)労使協定の締結

労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合、ない場合は労働者の過半数を代表する者と、賃金デジタル払いの対象となる労働者の範囲や取扱の指定資金移動業者の範囲等を記載した労使協定を締結する必要があります。そして、労使協定の後、賃金のデジタル払いを希望する労働者は、上記の同意書に示される留意事項等の説明受け、制度を理解した上で、賃金のデジタル払いで受け取る賃金額や、資金移動業者口座番号、代替口座情報等を同意書に記載して、使用者に提出させます。

#### 4.選択肢の一つであること

このデジタル払いは賃金の支払・受取の選択肢の1つです。強制するものではありませんので、労働者が希望しない場合は従来通りの支払方法を行いましょう。実施の運用に当たっては労使協定を締結し同意書を交わしてから開始することが重要です。

参考資料:厚生労働省webサイト  
「資金移動業者の口座への賃金支払(賃金のデジタル払い)について」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyuu/03\\_00028.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonusi/shienjigyuu/03_00028.html)

### 東京税理士会・北沢支部の紹介

私たち税理士会は、税務の専門家として納税者の皆様の少しでもお役に立てよう日々邁進しております。何か税務の事でお困りの際は、東京税理士会北沢支部までお気軽にご相談下さい。

#### 東京税理士会・北沢支部

〒156-0043 世田谷区松原6-1-10 アイリンマンション3階  
電話 03-3322-7894 FAX 03-3323-3571  
メール kitazawa-shibu@zeirishi-kitazawa.org

### 執筆者の紹介

・税理士:菊池美奈  
・事務所所在地

世田谷区経堂1-11-19-204

電話: 03-3429-0144

Mail: 37@kikuchikaikei.com

ホームページ: www.kikuchikaikei.com





**レジリエンス社会保険労務士法人**  
社会保険労務士  
**齊藤 信之**

〒155-0031 東京都世田谷区北沢2-25-20 下北沢駅前共同ビル4階  
TEL. **03-6407-9307**  
Email: **info@resilience-sr.jp**  
URL: **https://www.resilience-sr.jp**

代沢・代田支部 税理士法人フォルス恵比寿事務所 税理士 山口徹

150-0013東京都渋谷区恵比寿1丁目19-19-10F ビジネスエアポート1018  
TEL.03-3444-3364 メール: yamaguchi@zei-consul.com



はじめまして。税理士法人フォルス恵比寿事務所 税理士の山口徹と申します。私は、税理士として、皆様の「相続税申告・対策」を中心に活動しています。相続税は、以前よりも身近な税金となっており、申告が必要か否か確認をしないまま時間が過ぎ、慌てて申告する方なども見えています。ぜひ、相続税の心配な方は、弊所へご相談ください。また、税金は支出するものですが、資産形成、不動産投資などの収入の確保などの相談にも対応しています。法人の方々には、スポット対応ですが、財務診断や役員報酬の適正金額のご提案、セカンドオピニオンなどをさせていただきます。どうぞ、よろしく申し上げます。

下北沢支部 株式会社STAGE DOCTOR 代表取締役 福澤諭志

初めまして。株式会社 STAGE DOCTOR 代表の福澤諭志と申します。「演劇」での舞台監督や演出部などをメインの事業としております。聞き慣れない職種だと思えますが、つまりは「裏方」または「スタッフ」と呼ばれるお仕事をさせて頂いています。主に東京を中心に小劇場から大劇場まで幅広く活動させて頂いており、中でも「下北沢」は本多グループ様の各劇場でお仕事をさせて頂き、会社設立以前を含めると約 30 年近く通い続けている縁深い場所です。業務的には大道具製作や小道具製作、特殊効果など舞台（表現）に関わる全てのセクションを統括進行しております、イベントや催事物で何かお手伝い出来るようなことがあれば、是非お気軽に相談だけでも頂けますと嬉しいです。宜しくお願い致します。  
〒156-0053 東京都世田谷区桜 3-24-10  
<http://www.stagedoctor.com/>  
[info@stagedoctor.com](mailto:info@stagedoctor.com)



下北沢支部 一般社団法人阿佐ヶ谷スパイダース 理事 福澤諭志



初めまして。阿佐ヶ谷スパイダースという劇団です。劇団名に地名が入っておりますが、余り深い意味はありません。阿佐ヶ谷では活動したことはありませんし・・・拠点があるわけでもありません。活動は下北沢などが中心であります。籠もりがちです。なかなか地域や社会と繋がることが出来ない我々ですが、「劇場を飛び出して街と繋がろう」と下北沢東会を始め下北沢の皆様にご多大なるご協力を頂き、「秋の下北沢盆踊り」を開催させて頂きました。これまでも我々にとって「下北沢」は大事なメッカでありましたが、地域の皆様と繋がりを深められたことで、ますます大好きな街になりました。今後も劇場だけではなく、お子様や地域の皆様と繋がる機会を設けていきたいと思っております。宜しくお願い致します。  
<http://asagayaspiders.com/>

2022年度 新入会員ご紹介

令和3年12月から令和4年11月までに48社の皆様にご入会頂きまして有難うございました。そのうち広報誌への掲載をご承りいただいた31社の新入会員様をご紹介します。ご入会有難うございました。令和5年1月 組織委員長 長沼 洋一郎

所属支部	事業所名	お名前	住 所
1 下北沢	—	黒原 洋子	166-0003 杉並区高円寺南1-16-9-3b
2 下北沢	有限会社ワンプランニング	高橋 昭彦	156-0044 世田谷区赤堤2-30-12
3 下北沢	イエローテイルズ株式会社	鈴木 園子	155-0031 世田谷区北沢2-6-2 ミカン下北B街区302
4 下北沢	株式会社フリカケプロダクツ	北沢 直樹	155-0031 世田谷区北沢2-35-15 下北沢マンション67号
5 下北沢	株式会社本多企画	本多慎一郎	155-0031 世田谷区北沢2-6-6
6 下北沢	株式会社コネル	出村 光世	103-0003 中央区日本橋横山町6-14
7 下北沢	一般社団法人阿佐ヶ谷スパイダース	福澤 諭志	156-0053 世田谷区桜3-24-10
8 下北沢	株式会社STAGE DOCTOR	福澤 諭志	156-0053 世田谷区桜3-24-10
9 下北沢	有限会社エアプランカ	景山 浩宣	155-0032 世田谷区代沢4-25-14
10 代沢・代田	啼寅東京	大江 研輔	155-0032 世田谷区代沢5-29-9 ナイスビル1階 南側
11 代沢・代田	合同会社ひじり	加藤 聖史	156-0054 世田谷区桜丘2-29-14
12 代沢・代田	SATO行政書士事務所	佐藤 崇諭	155-0033 世田谷区代田3-24-8-305
13 代沢・代田	税理士法人フォルス恵比寿事務所	山口 徹	150-0013 渋谷区恵比寿1-19-19 恵比寿ビジネスタワー10F ビジネスエアポート恵比寿1018
14 代沢・代田	Fiero	藤井 孝昌	194-0021 町田市中町1-2-5 SHELL MIYAKO V3F
15 代沢・代田	合同会社輝星	天川 彰人	221-0821 横浜市神奈川区富家町1-13-903
16 明大前	株式会社アステックス	桜井 克利	162-0065 新宿区住吉町1-19 サトクラ曙橋ビル7F
17 明大前	合同会社FREYA	日向野 有佳	168-0063 杉並区和泉2-13-34 メゾン永福301
18 明大前	有限会社プロカント	松田 行弘	156-0042 世田谷区羽根木2-25-14
19 明大前	SUNNYSIDE TREES	三上 慶珠	201-0003 狛江市和泉本町1-36-3-1203 狛江セントラルハイツ
20 梅丘	株式会社ワンパッド	阪田 倫一	155-0033 世田谷区代田3-41-8 代田ウエスト306
21 梅丘	プロフィール	里 修一	156-0052 世田谷区経堂2-2-8 亀井ビル エストーレ
22 桜上水	一般社団法人team shien	南大路 直子	154-0022 世田谷区梅丘1-15-11 TOMOビル3F
23 桜上水	井戸川真也税理士事務所	井戸川 真也	156-0044 世田谷区赤堤3-3-7 グランジュール赤堤302
24 経堂	株式会社バオバオスポーツクラブ	伊東 雄大	156-0044 世田谷区赤堤4-38-2
25 経堂	笠井行政書士事務所	笠井 その美	160-0023 新宿区西新宿7-10-17 ダイカンプラザB館1002号
26 経堂	鈴木商店合同会社	鈴木 正太	156-0052 世田谷区経堂1-21-22 シップ経堂1F
27 経堂	Aires	村上 健	156-0054 世田谷区桜丘1-18-13 ベック桜丘102
28 千歳台・船橋	経堂地所株式会社	蕪木 純夫	156-0051 世田谷区宮坂3-25-1
29 南鳥山・粕谷	プラス株式会社	山下 公典	157-0062 世田谷区南鳥山3-11-30 シャルマンコーポ第二芦花公園502号

世田谷都税事務所からのお知らせ

都税がスマホ決済アプリで納付できます

- いつでもどこでもスマホで簡単に納税ができます。
- スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納税ができます。
- 手数料はかかりません。



利用できるアプリ (令和5年4月1日時点)



注意事項

- 領収証書は発行されません。
  - 納付手続完了後に、納付を取り消すことはできません。
  - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局 HP で詳細をご確認の上、ご利用ください。

南烏山・粕谷  
給田・北烏山  
支部

## 令和4年度第1回 合同公開税務研修会開催

講師北沢税務署 法人課税第一部門 上席国税調査官 石川龍児 様 / 副支部長 羽鳥裕介 様

12月13日(火) / 参加者44名 / 場所:世田谷自動車学校内大教室

このたび世田谷自動車学校内教室におきまして第1回公開税務研修会を開催致しましたところ、会員、非会員を含め大勢の方に参加を頂きました。

コロナ感染症はまだまだ落ち着き気配はありませんがマスク着用や手指消毒の徹底をお願いし対面での開催とすることができました。

特に今回は給田・北烏山支部から合同開催を打診されましたことから今までにない多くの方に受講いただきました。

このため支部役員や支部会員の方には裏方として協力頂き、おかげで無事終了することができました。

第1部の北沢税務署石川上席におかれましては大変お忙しい中、昨年3月の税務研修会に引き続き講師をお引き受けいただき、来年3月末の登録申請締切が迫っておりますインボイス制度についてお話し頂きました。前回の時もそうですが大変丁寧に事細かく且つ解りやすく解説いただき皆さん真剣に聴講されておりました。

聴講者の中にはインボイスについての研修は何回も聞いているが毎回理解度が増してくると感想を述べられている方もいらっしゃいましたのでやはりきちんと理解するには複数回研修会に参加されることが理解度を増すことにつながると感

じました。

また時間が短くもう少し時間を取っていただけたらとのご意見も頂きましたので今後の課題として検討させて頂きたいと思えます。

第2部におきましては羽鳥裕介副支部長にパラリンピック正式種目の「ポッチャ」とは何だろう?と題しまして「ポッチャ」について解説をしていただきました。また、縮小版コートと実際のボールを使いゲーム形式で体験いただきルール解説を織り交ぜながらゲームを楽しんでいただきました。

何人かの方にお聞きいたしましたところ「ポッチャ」は知っているがやったのは初めてだったとかルールが理解できたなど概ね皆さんにはご好評いただいたようで開催者としてはやってよかったと安堵いたしました。

ゲーム体験も交えながら楽しい時間を過ごしたことから若干時間が押してしまいましたが、19:30には全て終了し用意したお弁当と飲み物を、各自お持ち帰り頂き第1回公開税務研修会を終了することができました。

年明けには第2回公開税務研修会開催するべく準備を進めてまいりますので、次回の研修会にもご参加いただきたくお願い申し上げます。(支部長 塩田 直人)



下北沢支部

## バス移動研修会

12月14日(水) / 参加者38名 / 場所:横浜~川崎

12月14日(水)、コロナ後初のバス移動研修会が行われました。カッブヌードルミュージアム、横浜中華街、川崎の工場夜景と盛りだくさんの内容でした。久々の研修会ということで、参加者は38名にもなり、支部会員同士の交流はもちろんのこと、新入会員の方々の紹介や下北沢エリアの今後の開発スケジュールなどの意見交換がなされました。

法人会の公益事業を行うには、新入会員を受け入れる体制、退会を防止するための支部活動によって、支部活動を活性化し団結することが必要不可欠と感じています。会員さんに、「法人会に入っていてよかった」と感じてもらうためには、身近な支部活動と部会活動が大事です。

下北沢支部では、今後も、「入っていてよかった」と思える支部活動を目指していききたいと思います。(下北沢支部 組織委員長 長沼洋一郎)



明大前支部

## 「第1回公開税務研修会」&amp;「忘年会」

講師:副支部長  
山田稔幸 様

12月22日(木) / 参加者14名 / 場所:昭和信用金庫 代田橋支店 会議室

令和4年12月22日(木) 17時より、昭和信用金庫 代田橋支店 会議室において、「令和5年度税制改正とインボイス制度」のテーマにて、当支部の山田稔幸税理士事務所 税理士 山田 稔幸氏を講師に招いて第1回公開税務研修会を開催致しました。

この度の税務研修会は、本年10月より開始されるインボイス制度の内容で、講師の山田稔幸氏にわかりやすくご説明頂いたため、皆さんの関心度は高まりました。

また、研修会終了後は、第2部の忘年会として、18時より代田橋駅近くの『鉄べい』にて、新たに会員になられた

方々や久々に顔を合わせた方々との交流の場が設けられ、年末の多忙な時期にも拘らず、「税務研修会」「忘年会」ともに多数のご参加を頂きました。

なお、徐々にはありますが、コロナ禍もおおよそ3年目となり、ようやく落ち着きを見せ始めたものの、未だ余談を許さない状況下であったため税務研修会、忘年会共々定員は15名とさせて頂きました。(明大前支部 広報委員塩原孝夫)

南烏山・粕谷  
支部

## 会員会議

1月5日(木) / 参加者13名 / 場所:烏山区民センター第4会議室

年明け早々に支部会員にお集まり頂き誠に有難うございます。

次年度の常任理事候補につきましては、あと1期、私が支部長を続けることをご承認頂きましたので本部に報告させて頂きます。第2回支部公開税務研修会も「インボイス制度について」のテーマで再度研修を行うこととなりました。前回同

様に質問時間をなるべく多くして欲しいとの意見が出ました。

開催場所は烏山区民センターで講師も北沢税務署の方をお願いし、時間は18:00~19:30と決まりました。また、次年度の支部活動につきましては、これまで以上に活発に行っていきたいと考えております。

(支部長 塩田直人)

桜上水支部

## 新年会

1月10日(火) / 参加者22名 / 場所:桜上水 ティファニー

令和5年の支部活動は新年会からスタートしました。支部として久しぶりにお食事とお酒を楽しめる機会を設けたこともあり、普段の会員会議よりもたくさんの方にご参加いただきました。

余興ではビンゴ大会を開催し、増川支部長の司会で大い

に盛り上がりました。景品は全員分用意し、豪華な景品もありました。一等は会報誌「ほうじん北沢」に1年間(年6回)広告掲載できる権利!でした。一等は大石副会長がGETしました。最後は全員で三本締めをして終了となりました。

(桜上水支部 副支部長 高宮英輝)

青年部会

# 望年会

12月13日(火) / 参加者38名 / 場所:Oyster Bar ジャックポット下北沢

令和4年12月13日、青年部会望年会をOyster Barジャックポット下北沢にて開催致しました。

前半は今年最後の青年部会として石井部会長より1年の総括と来年の青年部にかける想いを聞くことができました。

会議終了後に飯野会長はじめ、歴代部会長の諸先輩方にもご参加をいただき望年会がスタート。美味しいお料理とお酒を堪能しながら、歴代部会長お一人様つつ青年部会時代の貴重な思い出話や現役青年部会への期待のお言葉を頂戴しました。今年新入会の新しい仲間も多く参加され、部会員同士更に結束が深まった熱い望年会となりました。

最後にご参加いただきました歴代部会長の皆様、ジャックポット様、望年会運営チーム、そして当日参加された青年部会の皆様ありがとうございました。  
(副部会長 高橋義幸)



給田・北鳥山支部

# 役員会 / 忘年会

役員会:11月8日(火) / 参加者10名 / 場所:つぼ八 千歳鳥山店

忘年会:12月12日(月) / 参加者13名 / 場所:うなぎ 三進

コロナ以降、初めて、3年ぶりの当支部の役員会でした。まず、松崎支部長の“元気で無事、再会が出来た事に乾杯”で始まり、'19年～の活動を振り返り、活動再開の宣言として、

- ・税務研修
- ・移動研修
- ・会員勧奨・活動 等、議題に上がりました。

\*12/16.当支部忘年会を仙川、三進にて開催  
11/8の役員会の計画の報告と、会員の方々の親睦を、深めました。☆やはり、皆さんで顔合わせ、親睦を持つ事も会員登録者としての重要な一つであると痛感しました。

(給田・北鳥山 広報委員 上村ともえ)

税制委員会

# 税制委員会主催「公開税務研修会」

2月14日(火) / 参加者18名 / 場所:北沢法人会館3階会議室

講師:北沢税務署  
法人課税第一部門 上席国税調査官  
石川龍児 様

2023年1月25日(水)に北沢法人会館3階会議室にて税制委員会主催の公開税務研修会を開催しました。講師は北沢税務署の石川上席国税調査官にお願いし、テーマは『インボイス制度について』(令和5年10月1日実施にあたって今聞きたいこと)でした。事前に参加者の方からも質問を受けつけ、コロナ禍のためまだ会場の定員を制限し、18名の方にご参加頂きました。

石川上席国税調査官の講義の後、事前に参加者の方からの質問の回答、当日参加者からの質疑応答を行い、非常に内容の濃い研修会となりました。参加者からのアンケートの結果も大変好評を頂き、次年度以降のテーマの参考にさせて頂く予定です。

北沢法人会では、各支部での税務研修会に加えて、年1回税制委員会の主催で税務研修会を開催しています。来年度も開催予定ですので、是非会員の方のご参加をお待ちしています。

(税制委員長 山田稔幸)



代沢・代田支部

# 第2回公開税務研修会

2月9日(木) / 参加者13名 / 場所:北沢法人会館

講師:北沢税務署  
資産課税第1部門 上席国税調査官  
伊藤 浩視 様

「相続税と贈与税について」～今後に備えて相続税・贈与税についてわかりやすく説明します～

北沢税務署 資産課税第1部門 伊藤浩視上席国税調査官をお招きしまして冊子を参加者にお配りし、1時間という短い間にもか

かわらず「わかりやすく」説明して頂きました。

内容に関しては、法人会だけでなく、一般の方々にも現実味を帯びた税知識の内容であり、掘り下げて考える必要がありました。上席には感謝しております。

(代沢・代田支部 副支部長 中川厚夫)



経堂支部

# 第2回公開税務研修会

2月10日(金) / 参加者17名 / 場所:昭和信用金庫 経堂支店

講師:副支部長 岡本のぶ子 様

2月10日、昭和信用金庫経堂支店において『知って納得!納税～世田谷区の税金の使い道』をテーマに、講師を経堂支部会員で世田谷区議会議員でもある岡本のぶ子さんをお願いして実施しました。

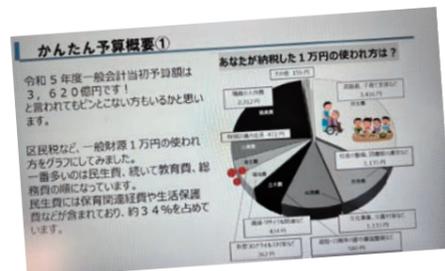
講義は①国税、都税、区税②社会保障と税金の関係③世田谷区のふるさと納税④せたがやPayでしたが、範囲が広く複雑な仕組みのこれらの概要をコンパクトにまとめて判

り易く解説して頂きましたので皆さんの理解に役立ったと思います。

参加申し込みは定員一杯の20名になったものの積雪のために欠席が何名か出てしまったのは残念でした。

最後に地域企業の課題解決に協力されておられる昭和信用金庫様には会場のご用意をして頂き感謝申し上げます。

(経堂支部 税制委員 廣瀬知樹)



## 北沢税務署

# 北沢税務署主催「インボイス制度説明会」

1月23日(月) / 10:00~11:00、13:30~14:30、15:00~16:00 計60名

2月14日(火) / 10:00~11:00、13:30~14:30、15:00~16:00 計51名

場所/北沢法人会会館 3階会議室

北沢税務署主催(講師:石川上席国税調査官)で、「インボイス制度について」の説明会が行われました。石川上席国税調査官からはインボイス制度についてわかりやすく説明され、説明会終了後も参加者の方からも質問が多くありました。

今後も税務署主催のインボイス制度説明会が開催されますので、お気軽にご参加いただき「インボイス制度」についてのご理解を深めていただければと思います。

女性部会

志年会

12月9日(金) / 参加者15名 / 場所:梅丘 寿司の美登利

12月9日、女性部会の忘年会を役員会が終了したあと梅丘の「美登利 寿司本店」で行いました。久しぶりに忘年会ができました。

美味しいお料理やお酒を楽しみながら 今年の絵はがきコンクールの話に盛り上がっていました。表彰式も無事に終わり、各学校へのお礼、子供たちへの参加賞の配布も終わり、労をそれぞれでねぎらいあいました。来年度は周年行事もあり、部会員の皆様にご協力をお願いできればとおもっております。そのためにはまず健康です。

美味しいものを食べ、楽しくおしゃべりをして元気に過ごすことですね。  
(女性部会 部会長 坂田裕紀子)



新年会

2月2日(木) / 参加者20名 / 場所:京鼎樓-ジンディンロウ- 成城学園前店

2月2日(木)は太陽が顔を出していましたが、風のいたずらで寒い一日でした。

コロナ禍の影響で3年間新年会ができず、待ちに待った新年会なので、心なしか皆さん心ウキウキ、気分アップで受付に…受付には、阿野田黎子・佐軒昌子両副部会長が皆さんをお待ち申し上げ、佐々木充子会計に会費を払い各々の席に着座。

今日のお料理は、台湾で行列のできる小籠包専門店(ジンディンロウ)で、昨年やっと世田谷区成城に出来た、女性一人でもくつろげる(もちろん男性も)お店です。駅から近いので、このお店にしました。

はじめに、坂田裕紀子部会長の開会あ

いさつ、続いて来賓で顧問の松林久行様の乾杯とあいさつを頂きました。あいさつの中で「相手を褒める」ことについてお話しされ、さすが人生の先輩は私たちに良い教えをくださり、新年にふさわしい言葉のお年玉を頂戴いたしました。

しばらくご歓談後、来賓紹介に移り、小野陸雄・高橋信義両相談役にあいさつを頂き、再び歓談に入りました。しばらくして、自己紹介後、山崎富美子相談役の閉会あいさつで会を閉じましたが、楽しい余韻の残る中、集合写真を撮り解散しました。

(女性部会 副部会長 羽生和世)



第25回玉川法人会主催「女性部会SKT連絡協議会」

2月14日(火) / 参加者20名 / 場所:玉川町会会館・ビストロます家

2月14日(火)10時から玉川町会会館にてSKTの女性部会会議を開催しました。主に話し合われた内容は

\* 昼間の活動に参加される方の高齢化と若い方にも参加できる活動は?

\* 夜の会議も多くなる?

\* 親会や青年部会と一緒にできる活動を考える。玉川法人会のバス研修会は青年部会の方たちと合同で開催し色々学ぶことも多かった。などでした。

SKTの会議そのもの今後どうすれば有意義な会になるか、部会長会議を行い、相談したらどうかなど、活発な意見が

出ました。

その後玉川法人会の方が用意してくれたデコパージュアート、石鹸と写真立て作りに参加して楽しかったです。

お昼を近くのイタリアン「ビストロます家」にて会食、懐かしいお話、これからの事など、楽しいひと時を過ごさせて頂きました。  
(女性部会 前部会長 広瀬節代)



投稿コーナー 「私のイチオシ」

- ・自慢のペットのイチオシ写真!
  - ・イチオシの趣味!
  - ・スイーツやランチ、イチオシの食べ物!
- あなたのイチオシをお送りください!!



下北沢オリジナルロゴデザイン決まる!

「ほうじん北沢」でも募集をしていた「下北沢オリジナルロゴデザインコンテスト」。応募総数211作品から、厳選なる審査の結果、決定されました!! どのロゴに決定したか知りたい方は… QRコードにアクセスしてください! (組織委員長 下北沢支部 長沼洋一郎)

下北沢駅前広場プロジェクト

~ Welcome! We LOVE! シモキタ! ~

昨年9月にスタートした下北沢駅前広場への寄附募集(ふるさと納税)につきまして、多くの方から応援をいただき、令和5年1月末時点で1000件を超える申し込みをいただくことができました。

世田谷区では、昨年の11月末より、「世田谷区のまちと産業の魅力発信プロジェクト」として新たな返礼品をラインナップしました。

その効果もあり、これまで以上に多くの方が世田谷区のふるさと納税に関心をもっていただけただ中で、「下北沢駅前広場プロジェクト」では特に、歩道に設置する舗装ブロックに寄附者等のお名前を刻印する「名入れブ



ロック」が好評をいただきました。

令和5年度に整備を予定している約600枚については、昨年12月早々に完売し、現在は令和6年度の整備予定分について受付を行っています。月に100枚前後のペースで申し込みをいただいているところです。

来年度からは、駅前広場北側のケヤキ並木や名入れブロック含めた歩道の整備など、目に見えて駅前広場が形作

られていきます。本誌を通じて、下北沢駅前広場プロジェクトにご支援・ご協力を賜った皆さまに改めて感謝をお伝えさせていただくと共に、令和7年度の完成に向けて整備を進める駅前広場への変わらぬ応援を、引き続きどうぞよろしく願いたします。

(世田谷区北沢総合支所拠点整備担当課長 岸本 隆)



故郷の学校にて

昨年12月末に私の故郷ネパールのシェンジャ地区にあります、わが母校アマル・ジョーティー小中学校の生徒に冬のユニフォームを寄贈してきました。生徒小中学生合わせまして203人分を手渡しました。子供達や親御さん、先生との記念撮影です。(南烏山・粕谷支部 スク バハドゥール ケーシー)



投稿方法

投稿したい画像や文章に以下を添えて事務局へ

- ①お名前もしくはペンネーム
- ②コメント等
- ③連絡先(住所・電話番号など、掲載はいたしません、無くて可)を添えて、北沢法人会・事務局へメール or ファックスなどでお送りください。



Fax▶03-5450-7122

Mail▶info@kitazawahoujinkai.or.jp

Mail QR▶

「編集後記」 下北沢支部 金子健太郎

広報担当の副会長として一期二年が瞬間に過ぎ、一体私は何をして来たのだろうか?と自己反省しながら筆をとっております。

さて、広報委員会のメンバーは竹股委員長をはじめ大変有能な方々が揃っています。原稿依頼や写真依頼をすると皆さんハイと言って積極的に引き受けてくださるのです。よって編集会議がとてもスムーズに進みます。

先日の会議中、桜上水支部のユニークなアイデアが話題となりました。

新年会の余興で抽選会があり一等賞の賞品はなんと一年間ほうじん北沢に広告を無料掲載出来るチケットとの事。

広告料は支部が負担するという賞品なのです。

抽選会の賞品には商品券や宝くじ、電化製品などが大半の中、大変面白いアイデアだと言う事で委員会が盛り上がりました。そのアイデアはお酒の席でのたわいもない会話の中から出たらしいのです。我々はボランティアで活動してるのだから、楽しくなければ続かないし、楽しい充実した活動には時に遊び心も必要だし、二次会三次会でお酒が入った会話の中から良いアイデアが生まれる事もあるのだなと思った次第です。

次にほうじん北沢の話題を少々させて頂きます。ほうじん北沢では現在特集として「支部めぐり」をさせて頂いております。それぞれの支部の特徴が誌面を彩り大変興味深く読ませていただいているし、評判も良いようです。

まだまだ支部めぐりは続きますので支部の皆様ご協力宜しくお願い申し上げます。大変取り止めの無い編集後記となりましたが、二年間ありがとうございました。皆様の企業の発展とご多幸を祈念して筆を置きます。

「転換点」 梅丘支部 竹股克之

「ルート66」から…先月2月24日で「ルート67」へ…

思えば還暦を迎える際、ある先輩に「還暦を迎えるってどういう感じですか?」と問うたことがあった。その返答は「時の流れでただ歳が増えるだけで何も変わらないよ。」ということだった。その時自分が

思ったのは、「そうかもしれないけれど、人生一回り、経験を踏まえて何かを変えなければならないのでは?!」と…。

そういう想いで還暦から5年、66歳になる時に《ルート66月》を思い出し、ナット・キング・コールのJAZZナンバーをYouTubeで聴いた…月こんないい時期の旅 行ってこいよ カリフォルニアへ旅するなら 楽しめるぜ ルート66…ピンと来た〜〜〜そうか!66歳!こんないい時期ないのだから 人生の旅 楽しんじゃえ ルート66歳…と(笑)

プラス思考の自分にありがとうと思う。こんな自分に育ててくれた家族に感謝。仏教では「誕生自祝」という教えがある。人として生まれてきたことを自ら祝い、そして何よりも父母、祖父母そして先祖代々に感謝する。その感謝の想いを回向(徳を回す)する。ルート66の道のりで学んだことは誕生感謝ではないかと思う。

出会いは必然と思う人と、偶然と思う人がいる。私は必然派、《ルート66月》の気づきは必然。「成るべくして出会い、成るように成す」必然に気づくか、偶然として流してしまうか、そして必然をプラス志向で成すか、人生は雲泥の差があるように思う。

プラス思考は己心の想念、日々のお会いをどう捉えるか自己責任の領域かと…。したがって、自己人生ルートは自ら上げられる。その道幅を点から線へ、線から面へ、毎日は転換点の連続である。毎年のネクストルートを起点に「誕生に感謝」し、人生ルートを作り上げてゆく思い、持ち続けたいかと思う今日この頃である。



昭和信用金庫 サポートプラザ

毎週 水曜日は

Zoomによる  
オンライン相談も  
可能です

専門家相談会 相談料 無料

第1 水曜日 「東京都よろず支援拠点出張相談会」 協力：東京都よろず支援拠点

ご相談いただける内容 売上向上、事業再構築補助金やその他の補助金、事業承継、経営相談全般

第2 水曜日 「税務・経営相談会」 協力：TKC 東京都心会

ご相談いただける内容 事業の相談、事業計画、事業承継、相続税、贈与税、暮らしの税金の相談等

第3 水曜日 「経営に関する弁護士相談会」 協力：東京三弁護士会

ご相談いただける内容 債権保全、回収、損害賠償、契約・取引に関するトラブル、クレーム対策等、法律に係る経営課題

第4 水曜日 「人事・労務経営相談会」 協力：東京都社会保険労務士会世田谷支部

ご相談いただける内容 社内規定の制定・見直し、各種助成金、労働・社会保険、働き方改革対応等、人事・労務に関する経営課題

【開催時間】 第1 水曜日 ①10:00 ②11:30 ③14:00 ④15:30  
第2～4 水曜日 ①13:00 ②14:00 ③15:00

専門家相談会は、下記「昭和信用金庫サポートプラザ」で開催いたします！

申込方法

お近くの店舗、または昭和信用金庫営業支援部（☎0120-872-315）にお申込み下さい。なお、相談の時間帯は先着順となりますので、ご希望に添えない場合がございます。あらかじめご了承ください。

【予約受付時間】

平日 9:00～17:00まで

相談料 無料

開催日 平日

時間 【完全予約制】 9:00～17:00（一回60分）

場所 シモキタフロント1階 昭和信用金庫 ATM コーナー隣  
世田谷区北沢2-24-5（下北沢駅東口徒歩1分）

専門家相談会以外でも、常時ご相談を承っております。

令和3年7月1日現在

【昭和信用金庫 店舗一覧】

本店 ☎(3422)6181	烏山支店 ☎(3300)1361	多摩川支店 ☎042(481)6211	つつじが丘支店 ☎042(482)0211
新宿支店 ☎(3342)3821	大橋支店 ☎(3469)0315	池の上支店 ☎(3422)3141	三鷹支店 ☎0422(47)3131
三軒茶屋支店 ☎(3421)6101	明大前支店 ☎(3323)0511	下高井戸支店 ☎(3321)4155	東小金井支店 ☎042(384)1521
京橋支店 ☎(3552)4091	えびす支店 ☎(3444)4211	代田橋支店 ☎(3328)0151	桜上水支店 ☎(3329)3241
経堂支店 ☎(3420)4121	八幡山支店 ☎(3329)1021	上北沢支店 ☎(3302)8111	

北沢法人会広報誌第366号  
ほうじん北沢 2・3月号  
令和5年3月1日発行  
発行所 公益社団法人北沢法人会  
〒154-0022 東京都世田谷区梅丘1-43-1  
TEL.03-5450-7121 FAX.03-5450-7122

発行人:飯野 光彦  
広報委員長:竹股 克之  
編集委員:  
金子健太郎 長沼洋一郎  
高宮英輝 細井 真一



適切な森林管理がなされた原料から作られた紙を使用しています。



石油系の揮発性有機化合物(VOC)を含まないインキで印刷しています。